

## 観光舟運の活性化に向けた小梅橋船着場社会実験

### 参加事業者追加募集要領

#### 1 趣旨・目的

墨田区では、観光舟運の活性化及び水辺の賑わい創出に向けて、北十間川・隅田公園観光回遊路内に整備された防災船着場「小梅橋船着場（以下「本船着場」という。）」を活用した社会実験（令和3年3月1日から令和8年3月31日まで）を実施している。

本社会実験では、舟運事業者や利用者の需要調査を行うほか、観光舟運の活性化及び水辺の賑わい創出に資する新たな管理・運営方法の試行、確立について検討している。これまでの実績等を踏まえながら検討を継続するため、社会実験を3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）延長する。

なお、令和6年度より取り組んでいる一般社団法人墨田区観光協会と連携した管理運営・事業企画についても引き続き行い、新設した本船着場のオフィシャルサイトの活用など、舟運事業者・利用者の一層の利便性向上を図る。

本社会実験では、次の項目について検証・検討を行うことを目的とする。

#### 【目的】

- 観光舟運の活性化に資する本船着場の管理運営のための課題整理
- 本船着場の本格運用に向けた管理運営スキームの検討
- 舟運事業者及び利用者の需要調査
- 非動力船を活用した需要調査
- 本船着場の民間による管理運営の検証及び観光舟運の実走への需要調査
- 閑散期の需要調査及び非動力船の拡充

船着場施設概要	
名 称	小梅橋船着場
所 在 地	東京都墨田区向島一丁目23番先
施設内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・浮桟橋（12m × 3.5m）</li><li>・連絡橋（延長18.6m、有効幅0.9m）</li><li>・出入口両開き門扉（外開き）</li><li>・船着場サイン（1基）</li><li>・船着場照明 浮桟橋部：スポットライト（3基） 連絡橋部：ガーデンライト（4基）</li></ul> <p>（参考）別添1「小梅橋船着場図面」のとおり</p>

## 2 社会実験内容

社会実験の趣旨・目的に賛同し、本船着場を活用した観光舟運及び水辺の賑わい創出事業を展開する事業者を追加募集する。

### （1）社会実験実施期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで（予定）

### （2）事業者における事業内容

本船着場を寄港地とした運航や、本船着場を活用した水辺の賑わい創出に関する事業とする。

### （3）舟運事業による運航形態

#### ア 一般旅客定期航路事業

旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により、主に2地点間等の一定の航路において、不特定の人の乗合運送を行う事業

#### イ 旅客不定期航路事業

旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により、主に起点と終点が一致する寄港地のない一定の航路において不特定の人の運送を行う事業

#### ウ 内航一般不定期航路事業

（ア）非旅客船（旅客定員が12人以下の船舶）により人の運送を行う事業

（イ）旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送を行う事業のうち、一定の航路に就航しない事業

#### エ 非動力船を活用した事業

非動力船（手漕ぎボート、スタンドアップパドル等をいう。）により、北十間川における水辺の賑わい創出を提供する事業

### （4）本船着場の使用が優先される事業

複数の参加事業者の間において、本船着場の使用を希望する時間が重複する場合は、次の観点から、区が本船着場を優先して利用できる事業者を選定する。

#### ア 旅客定期航路事業

#### イ 観光振興に資する事業

#### ウ 地域の活性化に資する事業

### （5）運営体制

#### ア 区の役割

本船着場の管理運営・利用調整・情報発信、本船着場の新たな管理運営方法の検証

#### イ 事業者の役割

区と本船着場の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を締結した上で、本船着場を活用した観光舟運事業や水辺の賑わい創出事業を展開し、事業実施内容の報告や本船着場の管理運営に対するアンケート等に協力すること。

なお、使用契約に附す条件は、別添2に掲げるもののほか、別途定める場合がある。

### （6）費用負担

社会実験期間中における本船着場の使用料（着岸料）は無償とする。ただし、事業の企画提案か

ら実施に至る全ての費用は参加事業者の負担とする。

### 3 参加資格

社会実験に参加を希望する者は、本要領に定める内容、条件等を十分理解し、事業を実施するための十分な資本力、経営力及び信用を有する、国内で法人登記している法人とする。

次のいずれかの項目に該当する場合は、参加資格を有しないものとし、応募以降に該当した場合は、参加資格を失うものとする。

参加資格の基準日は、応募時に提出する「参加申込書（様式1）」の申請日とする。

#### 応募不適格となる事由

（1）暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからカまでのいずれかに該当する者

ア 法第2条第6号に定める暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（2）前記（1）に該当する者の依頼を受けて本公募に参加しようとする者

（3）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

### 4 応募方法

（1）提出期限

令和8年2月5日（木）正午\*必着

（2）提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人概要書（様式2）\*会社概要の添付可

ウ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式3）

エ 事業計画書（様式4）

（3）提出部数

各2部

（4）提出方法

次の提出先に持参又は郵送による

\*郵送に関する事故について、区は一切責任を負わないものとする。

\*直接申込む場合の受付は午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

（5）提出先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区産業観光部観光課（墨田区役所14階）

（6）質問受付及び回答

社会実験の参加に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和8年1月23日（金）正午

\*電話やFAXによる質問は受け付けない。

イ 受付方法 「質問書（様式5）」により電子メールを通して行うこと。

電子メール送信先：KANKOU@city.sumida.lg.jp

\*メール件名は「【貴社名】小梅橋船着場社会実験質問書」とする。

ウ 回答方法 令和8年1月30日（金）頃までに、区ホームページ上で回答する。

（7）審査結果の通知

応募書類を審査の上、令和8年2月下旬に審査結果を電子メールにて通知します。

（8）スケジュール（予定）

申込受付開始 令和8年1月16日（金）

質問受付期限 令和8年1月23日（金）正午

質問回答日 令和8年1月30日（金）

応募資料提出期限 令和8年2月 5日（木）正午\*必着

審査結果通知 令和8年2月下旬

## 5 その他

（1）提出書類等の作成及び本公募の参加に関する費用の全ては提案者の負担とする。

（2）提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。

（3）区が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼することがある。

（4）提出された書類は返却しない。

（5）本件に係る情報公開請求があった場合は、墨田区情報公開条例に基づき、非公開情報を除き、関係書類を開示する。

## 6 提出・問合せ先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区産業観光部観光課（担当）権東・高島

電話：03-5608-6931（直通）

電子メール：KANKOU@city.sumida.lg.jp